社労士会労働紛争解決センター大阪におけるあっせん手続の概要

個別労働関係紛争

総合労働相談室でのアドバイス
（センターの紹介を含む）

センターへ
あっせん手続の依頼

センターの事務局職員から
申立人または代理人への説明

【制度の説明】
（個別労働関係紛争解決のしおり）

代理人（特定社会保険労務士）
の選任

（受付窓口）
本人または代理人による申立て

【準備するもの】
・あっせん申立書・代理人選任届
・申立費用3,000円（税抜）（※）
・申立てに関する資料

受　　理

※平成28年12月31日までに申立てがあった事件については、申立費用は無料。

被申立人又は
その代理人への説明

【被申立人への通知・確認・制度の説明】
・あっせん手続の申立てについての通知
（あっせん申立書写し、回答書、答弁書、個別労働関係紛争解決のしおりを郵送）

代理人（特定社会保険労務士）
の選任

被申立人から依頼

当事者双方に通知
第１回期日
あっせん員氏名

第１回期日
於：あっせん室
（交互面接）

申立人の手続取下げ
被申立人の手続終了の求め

和解成立
和解契約書作成

センター長による手続終了の決定（打切り）

双方に通知